

建築士事務所登録の申請書類一覧表

申請内容		必 要 書 類		
新規登録 ＜正、副2部提出＞ 〔法第23条の2〕	①建築士事務所登録申請書（第五号書式）			
	②登録手数料		～令和8年6月30日受付時	令和8年7月1日受付時～
	一級建築士事務所		16,500円	24,000円
	二級建築士事務所		11,000円	
	木造建築士事務所		11,000円	
	* 窓口受付の場合は現金、郵送受付の場合は事前に下記振込先に振り込んでください。振込手数料は、各自ご負担下さい。なお、「当該振り込んだことがわかる書面」を郵送の際同封願います。			
	《振込先》			
	□ 座 番 号		南都銀行 県庁出張所 普通預金 2052320	
	□ 座 名 義 人		一般社団法人奈良県建築士事務所協会	
	③登録申請者の略歴書（第六号書式・添付書類（口））			
④管理建築士の略歴書（ " ・添付書類（口））				
⑤誓約書（ " ・添付書類（ハ））				
⑥定款の写し及び法人登記簿謄本（法人の場合）				
⑦管理建築士及び所属建築士の建築士免許証の写し（原本提示）				
⑧管理建築士講習の修了証の写し				
⑨登録申請者の 住民票 。法人の場合は役員全員の 住民票 。 双方の住民票とも本籍の記載のあるもの ＜令和元年12月1日より変更＞				
更新の登録 ＜正、副2部提出＞ 〔法第23条の2〕	①建築士事務所登録申請書（第五号書式）			
	②登録手数料		～令和8年6月30日受付時	令和8年7月1日受付時～
	一級建築士事務所		16,500円	24,000円
	二級建築士事務所		11,000円	
	木造建築士事務所		11,000円	
	* 窓口受付の場合は現金、郵送受付の場合は事前に下記振込先に振り込んでください。振込手数料は、各自ご負担下さい。なお、「当該振り込んだことがわかる書面」を郵送の際同封願います。			
	《振込先》			
	□ 座 番 号		南都銀行 県庁出張所 普通預金 2052320	
	□ 座 名 義 人		一般社団法人奈良県建築士事務所協会	
	③業務概要書（第六号書式・添付書類（イ））			
④登録申請者の略歴書（第六号書式・添付書類（口））				
⑤管理建築士の略歴書（ " ・添付書類（口））				
⑥誓約書（ " ・添付書類（ハ））				
⑦定款の写し及び法人登記簿謄本（法人の場合）				
⑧管理建築士及び所属建築士の建築士免許証の写し（原本提示）				
⑨管理建築士講習の修了証の写し				
⑨登録申請者の 住民票 。法人の場合は役員全員の 住民票 。 双方の住民票とも本籍の記載のあるもの ＜令和元年12月1日より変更＞				
登録事項の変更の届出 ＜正、副2部提出＞ 〔法第23条の5〕	名称の変更	①変更届出書（規程様式第1号）		
		②法人登記簿謄本（法人の場合で商号の変更をする場合）		
	所在地の変更 （開設者の住所 または所在地 の変更も含む）	①変更届出書（規程様式第1号）		
		②法人登記簿謄本（法人の場合で本店所在地の変更をする場合）		
	開設者の変更 （法人の役員の変 更も含む）	①変更届出書（規程様式第1号）		
		②登録申請者の略歴書（第六号書式・添付書類（口）） （代表者以外の役員変更の場合は不要）		
		③誓約書（第六号書式・添付書類（ハ）） （変更内容が役員の退任のみの場合は不要）		
		④法人登記簿謄本（法人の場合）		

管理建築士、 所属建築士 の変更	⑤戸籍謄本又は抄本（個人の氏の変更の場合）
	⑥法人役員が新たに就任する場合、当該役員の 住民票（本籍の記載のあるもの） ＜令和元年12月1日より変更＞
	①変更届出書（規程様式第1号）
	②管理建築士の略歴書（第六号書式・添付書類（ロ））
	③誓約書（ " ・添付書類（ハ））
	④管理建築士及び所属建築士の免許証の写し（原本提示）
	⑤管理建築士講習の修了証の写し ※所属建築士の変更の場合は、①及び④のみ
廃業等の届出 〔法第23条の7〕	①廃業等届出書（規程様式第2号）
	②建築士事務所登録通知書（令和6年4月1日までの当該通知書）
	③開設者の死亡の場合は、その旨記載された戸籍謄本又は抄本
	④開設者の破産手続開始決定の場合は、裁判所が発行する破産管財人証明
	⑤法人が合併により解散したとき、破産手続開始決定または合併以外の事由により解散したときは、その旨記載された法人登記簿謄本

※1

成年被後見人等の権利を制限に係る措置の適正化等を図るため、所要の制度改正が行われ、令和元年12月1日より「**成年被後見人又は被保佐人とする記載がない旨の登記事項証明書**」（法務局が証明するもの）に替わり、「**住民票（本籍の記載のあるもの）**」を提出することになりました。

※2

建築士事務所の有効期間は、登録の日から起算して5年間です。

更新の登録申請は、有効期限満了の30日前までに登録申請書を提出しなければなりません。〔規則第18条〕

なお、奈良県において令和5年3月を以て、当該有効期間満了日が近づいている事務所宛のお知らせ（電話）が終了しております。

従いまして、一般社団法人奈良県建築士事務所協会においても有効期間満了の督促の案内はしていませんので、くれぐれも更新忘れのないようご注意ください。

※3

登録事項の変更（所属建築士の変更以外）の届出は、変更があったときから2週間以内にその旨を届け出なければなりません。〔法第23条の5〕

また、建築事務所に所属する建築士に変更があった場合は、3ヶ月以内にその旨を届け出なければなりません。〔法第23条の5第2項〕

※4

廃業等の届出は、該当することとなったときから、30日以内に提出しなければなりません。〔法第23条の7〕

※5

個人 ⇔ 個人（開設者変更）
個人 ⇔ 法人（開設者変更）
二級 ⇔ 一級（級別 変更）

この場合は、変更ではありません。
廃業等の届出と新規登録申請を行う必要があります。

※6

○法人の場合で、役員、商号、本店所在地の変更をする場合、

○有限会社から株式会社へ変更する場合、

商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）で変更事項にかかる記載（年月日など）がされている必要があります。

※7

官公庁の証明書類は、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

※8

管理建築士は、建築士事務所に所属する建築士資格取得後の設計等に関する業務（建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務）に3年以上従事した後、登録講習機関が行う講習＜管理建築士講習＞を修了した建築士でなければなりません。